

南房総市宿泊税制度設計（素案）

～県の税制度設計（素案）とその対応～

南房総市

南房総市の宿泊税の制度設計（１）

項目	説明	県素案との相違
①課税客体	南房総市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	なし
②課税標準	①への宿泊数	なし
③納税義務者	①への宿泊者	なし
④特別徴収義務者	①の宿泊事業者	なし

南房総市の宿泊税の制度設計（２）

項目	案	説明	県素案との相違点
⑤税率	100円	必要な事業規模 5,000万円 年間宿泊者数 50万人 $5,000 \text{万円} \div 50 \text{万人}$ $= 100 \text{円/人・泊}$	県は一律150円 （導入市町村は上乗せという考え方）
⑥免税点	なし	宿泊料金にかかわらず、行政サービスを一定程度享受していることを勘案し、低額な宿泊料金の宿泊客についても、広く薄く負担を求める。	なし
⑦課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	・ 外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から、消費税免除の取扱いに準じ、宿泊税を課税免除とする。 ・ 修学旅行生等の教育旅行については、宿泊税を徴収し、何らかの形で還元するような用途を設定する。	なし



一律 1 0 0 円とした場合と段階的定額制の場合の比較

一律 1 0 0 円の場合

宿泊者数	税率	税収
約 5 0 万人	1 0 0 円	約 5, 0 0 0 万円

段階的定額制の場合

料金区分	回答数	宿泊者数	税率	税収
1 万円未満	4 0	約 4 5 万人	1 0 0 円	約 4, 5 0 0 万円
1 万円以上	5	約 5 万人	2 0 0 円	約 1, 0 0 0 万円
			計	約 5, 5 0 0 万円

▼第3回 千葉県観光振興財源検討会議（一部抜粋）

県としては**市町村が宿泊税を課税する目的や税収の使い道を尊重しつつ**、当該市町村において、**宿泊税を納めていただく宿泊者へ配慮するとともに特別徴収義務者となつていただく宿泊事業者の事務負担を考慮**する必要がある。

市としては、県と調整すべき内容

- ①導入時期（宿泊税をいつ導入するか）
- ②賦課徴収の主体（宿泊税の賦課徴収を県と市のどちらが行うか）
- ③税率（県と市の宿泊税の税率をどのように設定するか）
- ④その他使途や制度設計上の相違点 等

について、**調整を図る必要がある**と考える。



3-1 千葉県が取り組むべき観光振興施策（総論）

CHIBA

千葉県が取り組むべき観光振興施策

「事業者及び市町村へのアンケート」結果及び検討会議での議論を踏まえ、県が取り組む必要があると考えられる観光振興施策の整理を行った。（下記はあくまでも現段階で想定している使途の方向性であり、税の導入後、毎年度の予算編成の中で事業を構築し、県議会の議決を経た上で決定する。）

千葉県が取り組むべき観光振興施策と事業規模

約45億円

取組の方向性

約32.5億円

1 観光人材の確保・育成・定着 約11億円

- ・観光地経営人材の支援等
- ・観光産業人材の支援等
- ・実務人材の確保等



2 持続可能な観光地づくり 約14億円

- ・観光客のニーズの把握と地域の多様な資源の磨き上げ
- ・観光資源の有効活用等
- ・二次交通等
- ・宿泊・滞在を延ばす取組



3 インバウンドの推進 約4億円

- ・効果的かつ効率的なプロモーションの展開
- ・受入環境の充実
- ・県内周遊の促進及び旅行消費額の増加



4 デジタル技術の活用 約3.5億円

- ・観光客のニーズに合った情報提供等
- ・経営効率化のための活用
- ・ビッグデータ等の活用による観光地経営の効率化等
- ・デジタル人材の確保・育成



市町村、DMOへの支援 約11億円



市町村が行う地域ならではの取組の推進

- ・上記取組に合致する市町村が行う地域ならではの取組の支援

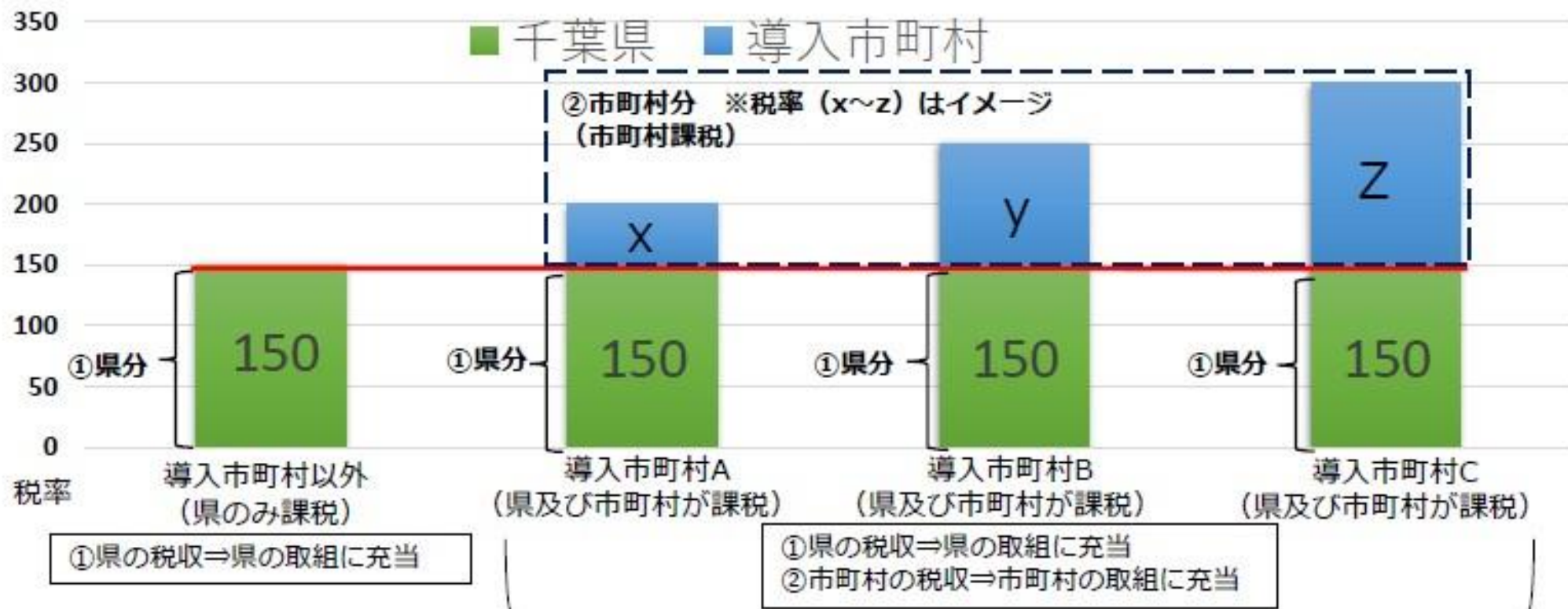
DMOの設立支援、DMOが行う地域ならではの取組の推進

- ・上記取組を推進していくための観光地域づくり法人(DMO)の設立等の支援
- ・上記取組に合致するDMOが行う地域ならではの取組の支援

宿泊税事務の適正な運営 約1.5億円



千葉県税制度設計（素案）とその対応



▼南房総市の対応

市として必要な事業規模 5, 0 0 0 万円の財源確保を念頭に、県との調整や宿泊事業者、検討委員の意見を踏まえて税額を検討する。